

平成24年9月第13回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成24年9月13日第13回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 鈴木高行
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 島田金一	16番 鞠子幸則
17番 佐藤実	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商工観光課長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
復興まちづくり 課 長	高 橋 伸 幸	教 育 長	岩 城 敏 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成23年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成23年度互理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成23年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成23年度互理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 9号 平成23年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成23年度互理町水道事業会計決算認定について
(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

まず、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 安藤美重子議員、7番百井いと子議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第11 認定第10号 平成23年度互理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第2、認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 平成23年度互理町水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 認定第1号から認定第9号までの9件について会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（齋藤良一君） それでは、ご説明申し上げます。

決算概要説明書をお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成23年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

最初に、認定第1号 平成23年度互理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成23年度の一般会計決算額は、昨年3月11日に発生した未曾有の大災害である東日本大震災からの復旧復興事業の影響により前年度決算額を大幅に上回るものとなり、前年度決算額との比較では歳入総額で339.3%、歳出総額で343.8%の増とな

りました。

まず歳入から申し上げます。

予算現額471億5,430万2,000円、調定額477億1,804万5,000円、収入済額453億8,992万1,000円。不納欠損額は町税と分担金及び負担金と諸収入で3,962万3,000円。収入未済額は22億8,850万1,000円で、主なものは町税の2億5,249万3,000円と東日本大震災による復興交付金及び災害復旧事業に係る国庫支出金の19億3,398万5,000円であります。

歳入決算額453億8,992万1,000円を一般財源と特定財源に区分すると、一般財源（町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金等）は110億8,140万3,000円、特定財源（分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、町債等）は343億851万8,000円となっております。

また、自主財源と依存財源別では、自主財源（町自体で調達できる例えば町税、使用料及び手数料、財産収入等）が41億8,999万6,000円で、決算額に対し9.2%、依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等）が411億9,992万5,000円で、決算額に対し90.8%となっております。

歳入決算の主なものとして、町税については東日本大震災の被災者に対する税の軽減及び免除を行ったことから、前年度比17.5%減の27億5,979万円、地方譲与税は前年度比2.6%減の1億6,766万9,000円、地方交付税は、東日本大震災に係る特別交付税の増及び震災復興特別交付税の創設により、前年度比132.8%増の69億1,022万9,000円、国庫支出金は、東日本大震災に係る復旧復興事業の増加により前年度比2,980.4%増の262億6,725万2,000円。県支出金についても、東日本大震災に係る災害廃棄物処理関係の補助金や東日本大震災復興基金交付金の増加により、前年度比838.6%増の68億596万8,000円。寄附金は、ふるさと納税のほか一般寄附金として、東日本大震災の復旧復興のためにと全国の皆様から多額の寄附をいただいたもので、前年度比754.1%増の2億1,852万円。町債は、地方財政計画に基づく臨時財政対策債借入額等の減少により22.9%減の6億6,120万円となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額471億5,430万2,000円、支出済額436億3,919万円、翌年度繰越額27億732万円、不用額8億779万2,000円で、執行率は92.5%であります。

目的別の歳出構成比は、東日本大震災の影響により災害復旧費42.2%、総務費

29.8%、民生費11.1%、農林水産業費3.7%、土木費3.3%、教育費2.4%の順となっております。このうち災害復旧費については、災害瓦れき処理費や各種公共施設の復旧費用として前年度比3万2,152.8%増の184億1,797万8,000円、総務費については、東日本大震災復興交付金基金積立金等の増加により、前年度比777.1%増の130億169万2,000円、民生費については、災害弔慰金や緊急生活支援金などの災害救助経費の増加により前年度比55.3%増の48億5,075万円となりました。また、農林水産業費、土木費についても東日本大震災からの復旧復興事業の影響によりそれぞれ大幅な増となり、教育費については小中学校の就学奨励費などの扶助費が大きく増加しております。

これらの歳出を性質別に分けると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は52億434万3,000円で、歳出総額の11.9%、投資的経費（普通建設事業費で住民生活に直接かかわる生活環境の整備あるいは教育の振興に要する経費等）については普通建設事業費が20億9,967万1,000円、災害復旧費が184億1,797万8,000円で合わせて47.0%。その他の経費（物件費、補助費等、繰出金等）は179億1,719万8,000円で、41.1%の割合となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額453億8,992万1,000円、歳出総額436億3,919万円、歳入歳出差引額は17億5,073万1,000円となりました。繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源4億8,617万2,000円を控除しますと、実質収支額は12億6,455万9,000円となりました。

このうち12億1,400万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ積み立て、残額の5,055万9,000円は平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

国民健康保険税については、東日本大震災の被災者に対する軽減及び免除を行い、これにより減収した分は国の財政支援制度による国庫支出金で補填し財源の確

保を図ったものです。予算現額42億3,061万8,000円、調定額49億1,757万7,000円、収入済額46億3,519万3,000円。不納欠損額は、国民健康保険税で2,625万1,000円。収入未済額2億5,613万3,000円は、国民健康保険税の未収金であります。

また、予算現額と収入済額との比較では4億457万5,000円の増で、調定額に対する収入率は94.3%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額42億3,061万8,000円、支出済額42億1,086万3,000円、不用額は1,975万5,000円で、執行率は99.5%であります。

歳出で主なものは、保険給付費の29億1,749万8,000円で、歳出構成比の69.3%、後期高齢者支援金等が4億6,519万9,000円で、11.0%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額46億3,519万3,000円、歳出総額42億1,086万3,000円、歳入歳出差引額は4億2,433万円で、実質収支額も同額であります。

このうち、4億1,900万円を地方自治法第233条の2の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立て、残額の533万円は平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住もしくは生活の基盤を置く、高等学校・大学等の学生を対象として、向学心があり、学業・人物ともに優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められた方へ奨学金を貸与し、有能な人材育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額1,245万4,000円、調定額3,845万9,000円、収入済額2,269万4,000円。収入未済額1,576万5,000円は、奨学金貸付金収入の未収金であります。

予算現額と収入済額との比較では1,023万9,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額1,245万4,000円、支出済額758万1,000円、不用額487万3,000円となっております。

貸付者数は26人、貸付額は742万8,000円となりました。執行率は60.9%でありま

す。

実質収支について申し上げます。

歳入総額2,269万4,000円、歳出総額758万1,000円、歳入歳出差引額は1,511万3,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち1,500万円を地方自治法第233条の2の規定により奨学教育基金へ積み立て、残額の11万3,000円は平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 平成23年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、生活環境の整備と公衆衛生の向上、さらに公共用水域の水質保全を目的とした公共下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

下水道使用料については、東日本大震災により大きく減少しましたが、災害復旧事業費に係る国庫支出金のかさ上げや、一般会計繰り出し基準の災害分により歳入の確保を図ったものです。

予算現額22億6,493万円、調定額23億4,502万1,000円、収入済額16億3,681万9,000円。収入未済額7億571万8,000円は、東日本大震災による災害復旧事業に係る国庫支出金6億9,062万3,000円と受益者負担金及び下水道使用料であります。

予算現額と収入済額との比較では6億2,811万1,000円の減、調定額に対する収入率は69.8%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出の主なものは、災害復旧費と公共下水道、流域下水道の事業費、それに公債費であります。予算現額22億6,493万円に対し、支出済額14億8,670万1,000円、翌年度繰越額7億6,412万9,000円、不用額1,410万円、執行率は65.6%となりました。

実質収支について申し上げます。

歳入総額16億3,681万9,000円、歳出総額14億8,670万1,000円、歳入歳出差引額は1億5,011万8,000円となりました。

繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源5,685万円を控除しますと、実質収支額は9,326万8,000円となりました。

9,326万8,000円は、平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 平成23年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額514万1,000円、調定額と収入済額は同額の507万2,000円。

歳入の主なものは、長瀬小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額514万1,000円、支出済額504万1,000円、不用額10万円。支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額507万2,000円、歳出総額504万1,000円、歳入歳出差引額は3万1,000円で、実質収支額も同額であります。

3万1,000円は、平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 平成23年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護状態または要支援状態の方々に対して必要な保険給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

介護保険料及び利用者一部負担金等については、東日本大震災の被災者に対する減免を行い、この減収分は国の財政支援制度による国庫支出金で補填し財源の確保を図ったものです。

予算現額23億3,993万9,000円、調定額22億1,484万1,000円、収入済額21億9,662万1,000円。不納欠損額は、介護保険料で9万6,000円。収入未済額1,812万2,000円は、介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものは、介護保険料2億8,071万1,000円、国庫支出金6億8,161万1,000円、支払基金交付金5億8,008万8,000円、県支出金2億9,136万3,000円、繰

入金 3 億6,059万2,000円であります。

予算現額と収入済額との比較では、1 億4,331万7,000円の減となりました。調定額に対する収入率は99.2%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額23億3,993万9,000円、支出済額21億4,001万5,000円で、執行率は91.5%となっております。

歳出で主なものは保険給付費20億6,957万6,000円で、支出済額の96.7%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額21億9,662万1,000円、歳出総額21億4,001万5,000円、歳入歳出差引額は5,660万6,000円で、実質収支額も同額であります。

このうち、5,400万円を地方自治法第233条の2の規定により介護保険給付準備基金へ積み立て、残額の260万6,000円は平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉鳥の海事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

わたり温泉鳥の海は、東日本大震災により建物1階部分が全壊し、それ以降営業を休止したため、利用収入はありませんでした。

予算現額 4 億3,122万7,000円、調定額と収入済額は同額の 4 億3,120万6,000円となりました。

歳入の主なものは、財産運用収入の 2 億8,621万6,000円、そのほか利用収入がない中、地方債の償還やリース契約の中途解約金等の支出に充てるため、わたり温泉鳥の海運営基金から 1 億1,502万円を繰入充当いたしております。

続いて歳出について申し上げます。

予算現額 4 億3,122万7,000円、支出済額 3 億3,681万7,000円、翌年度繰越額 9,397万5,000円、不用額43万4,000円、執行率は78.1%であります。

歳出の内訳は、管理運営費 1 億4,149万6,000円、基金積立金 1 億505万7,000円、公債費9,026万4,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 4 億 3, 120 万 6, 000 円、歳出総額 3 億 3, 681 万 7, 000 円、歳入歳出差引額は 9, 438 万 9, 000 円となりました。

繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源 9, 397 万 5, 000 円を控除しますと、実質収支額は 41 万 4, 000 円となりました。

このうち 40 万円を地方自治法第 233 条の 2 の規定により、わたり温泉鳥の海運営基金へ積み立て、残額の 1 万 4, 000 円は平成 24 年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第 8 号 平成 23 年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 2 億 8, 446 万 2, 000 円、調定額 2 億 878 万 1, 000 円、収入済額 2 億 624 万 6, 000 円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で 41 万 4, 000 円。収入未済額 212 万 1, 000 円は、後期高齢者医療保険料の未収金であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 2 億 8, 446 万 2, 000 円、支出済額 2 億 30 万 5, 000 円、不用額 8, 415 万 6, 000 円で、執行率は 70. 4% であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億 624 万 6, 000 円、歳出総額 2 億 30 万 5, 000 円、歳入歳出差引額は 594 万 1, 000 円で、実質収支額も同額であります。

594 万 1, 000 円は、平成 24 年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第 9 号 平成 23 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために設置された特別会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 9 億 3, 335 万 9, 000 円、調定額と収入済額は同額の 9 億 6, 343 万 3, 000 円で

あります。予算現額と収入済額との比較では3,007万4,000円の増となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 9 億3,335万9,000円、支出済額 9 億2,731万円、不用額604万8,000円で、執行率は99.4%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 9 億6,343万3,000円、歳出総額 9 億2,731万円、歳入歳出差引額は3,612万3,000円で、実質収支額も同額であります。

3,612万3,000円は、平成24年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で認定第1号 平成23年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては関係課長から答えさせますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

議長（安細隆之君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第10号について上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、お手元の亘理町水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

認定第10号 平成23年度亘理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化・効率化に鋭意努力してまいりましたが、東日本大震災の影響もあり、当年度収支につきましては5,991万4,247円の純損失（赤字）を計上することになりました。

また資金面においては、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が1億3,380万1,265円費用化されておりますが、給水収益の大幅な減少により実質現金収支での現金預金残高は前年度より1億2,544万9,502円減の5億4,070万172円となりました。

それでは、平成23年度における業務内容であります。年度末給水戸数は1万1,197戸で、前年度より100戸、率にして0.89%の減少。給水人口は3万3,853人、

前年度より1,071人、率にして3.07%の減少で、普及率にしますと98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、東日本大震災に伴い4月分の料金を全額減免したこと等により前年度より78万978立方メートル減の257万3,174立方メートル、1日平均にしますと7,031立方メートルとなります。有収率は前年度より14.62ポイント低下し、76.84%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。まず収入ですが、水道事業収益では、予算額8億4,616万8,000円に対して決算額6億8,295万2,396円で、1億6,321万5,604円の減となっております。

なお、給水収益であります水道料金は、前年度と比較して1億8,635万2,075円減、率にして23.00%の減となっておりますが、営業外収益のうち加入金が前年と比較して560万7,000円、率にして24.26%増となっております。

続いて、支出では、最小の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用では、予算額8億3,544万5,000円に対して決算額7億3,859万552円で、9,785万4,448円の不用額となっております。

なお、水道事業費用には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した配水管の復旧費用及び応急給水活動費用、その他特別損失として811万6,501円計上しております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額1億2,222万4,000円に対して決算額1億1,944万8,598円で、277万5,402円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額3億6,953万円に対して決算額3億1,095万6,608円で5,857万3,392円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して1億9,150万8,010円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額687万7,361円、当年度分損益勘定留保資金4,377万7,100円、過年度分損益勘定留保資金85万3,549円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金1億円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は

5,991万4,247円の純損失を計上することになりました。純損失が生じた主な要因といたしましては、東日本大震災の影響により給水人口が減少している上、4月分の料金を全額減免したことにより給水収益が大幅に落ち込んだことが主なものであります。

なお、当年度の純損失5,991万4,247円と前年度より繰り越しております利益剰余金1,318万1,509円と合わせた当年度の未処理欠損金につきましては4,673万2,738円となりますが、全額を翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の1立方メートル当たりの給水原価は、前年度より52円91銭増の272円97銭で、これに対して供給単価は、前年度より85銭増の230円92銭になっております。したがって、給水原価から供給単価を差し引くと1立方メートル当たり42円5銭の損失を生じたこととなります。

なお、剰余金計算書については、決算書に記載のとおりでありますので省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかにおり、資産合計60億7,942万5,144円で、これは、昭和41年の水道事業創設以来今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示してあるとおりであります。

次に、建設改良費であります。本年度は、拡張工事1件、一般配水管工事7件、消火栓2基を設置、施工しており、津波により流失した水管橋も2カ所災害災害復旧工事を施工しました。また受託工事については、宮城県から2件の配水管移設工事の受託を受け、施工しました。さらには配水管等漏水修理55カ所、田沢浄水場逆洗用バタフライ弁更新工事等の修繕工事4件を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

今後は、東日本大震災により被災した水管施設の復旧復興に多大な費用を要する一方、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減と経営の効率化を図り、地震、災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し努力してまいりたい所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 齋藤 功君 登壇〕

代表監査委員（齋藤 功君） 監査委員を代表いたしまして、私から平成23年度の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された平成23年度亘理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況を示す書類、水道事業会計の決算及び財政健全化法による審査を実施いたしました。

一般会計、特別会計の決算概要については、先ほど会計管理者から詳しく説明があったとおりでありますので、重複しないように要点についてのみ、この決算審査意見書に基づいて概要報告いたします。

まず1ページには、審査の対象となった一般会計と8つの特別会計、基金については19の基金が書いてあります。

2ページには、審査の期間、審査の方法、審査の結果が書いてあります。

3ページは、決算の総括として一般会計と8つの特別会計の合計決算額が書いてあります。一般会計、特別会計の合計の決算額は、予算現額は576億5,643万2,000円に対して歳入額は554億8,720万9,557円。歳出額は529億5,382万6,594円、差引額は25億3,338万2,963円となっております。歳入額は対前年度比296.85%、歳出額は対前年度比296.81%となっております。

各会計の歳入・歳出決算概況につきましては、5ページの表でありますので、5ページをお開き願います。

5ページの上の表、歳入の概況は、一般会計と8つの特別会計の予算現額、調定額、収入済額等を集計したものであります。この表の中ほどの不納欠損額については、一般会計、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の合計で6,886万8,113円となっております。前年度に比べると1,906万7,794円増加となっております。

収入未済額は、合計で32億8,636万2,119円となっております。前年度に比べると24億6,410万4,088円と大幅に増加しておりますが、震災関連の国庫支出金、県支出金の増加によるものであります。

予算額に対する収入割合は96.2%、調定額に対する収入割合は94.3%となってお

ります。

下の表の歳出の概況であります。予算現額に対する執行率は91.8%となっております。震災関連で事業完了できなかったために翌年度へ繰り越した翌年度繰越額は、一般会計、公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計の合計で35億6,542万4,000円となっております。そのうち繰越明許費繰越額は、括弧書きの合計の欄で6億3,699万7,000円となっております。

不用額は総額で11億3,718万1,406円となっております。

次、6ページからは一般会計の歳入歳出決算であります。歳入の款別の内訳につきましては9ページをお開き願います。

歳入の総括表でありますけれども、この表の真ん中の列の収入済額Cの欄の下の合計額は453億8,992万1,471円で、前年度に比べて350億5,808万1,528円増加しております。不納欠損額は、町税と分担金及び負担金、諸収入の合計額は3,962万3,000円となっております。収入未済額は22億8,850万853円で、前年度に比べて18億6,604万1,610円の増加となっております。震災関連の国庫支出金、県支出金の増加によるものであります。

10ページからは、款別の歳入状況であります。

10ページの款別の歳入の対前年度比較の決算状況であります。前年度に比べて増加したのは地方交付税、国庫支出金、県支出金等であります。歳入合計は、対前年度比439.32%となっております。

次、11ページ。

町税の対前年度比較表であります。震災による減免で大幅な減少となりました。

12ページに町税の税目別収入状況が書いてあります。

13ページからは、各款ごとの説明が書いてございます。

飛ばしまして16ページからは、歳出の決算状況であります。18ページをお開き願います。

18ページのこの表のBの欄、支出済額合計額は436億3,919万369円で、構成比は、震災復旧関連事業費であります2款総務費と11款災害復旧費で全体の72%を占めております。また、震災関連で事業完了できなかったために、翌年度へ繰り越した翌年度繰越額は27億732万円で、そのうち括弧書きの繰越明許費繰越額は4億

8,617万2,000円となっております。執行率は92.55%となっております。

次、19ページ。

各款別の歳出の前年度比較表であります。前年度に比べて338億541万267円の増加となっております。対前年度比で443.77%となっております。約4.4倍ということになります。

以下、22ページまでは各款ごとの説明が書いてあります。

23ページお開き願います。

地方債の現在高であります。

一般会計の地方債につきましては、事業債等の償還額がありましたが、都道府県貸付金の新規借り入れと地方交付税の振替債である臨時財政対策債の発行があり、差引年度末残高は増加となっております。

23ページの下の方の国民健康保険特別会計は、償還があり減少となっております。

24ページ、公共下水道事業債は起債と償還があり、差引額で減少となっております。わたり温泉鳥の海特別会計は7,000万円の償還があり、現在高は10億5,130万円となっております。工業用地等造成事業特別会計は、償還と同額の起債があり、現在高は前年度と同額であります。水道事業会計の企業債は、新規に固定負債として160万円と、企業債の起債と償還があり差し引きで減少しております。地方債の合計では246億6,097万7,226円で、前年度に比べて4億8,578万4,364円減少となっております。町民1人当たり単純に換算しますと72万3,000円となっております。

25ページは、他会計への繰出金の状況、26ページは負担金の状況であります。合計しますと前年度に比べて7億845万8,481円の増加で、対前年度比134.59%となっております。増加したのは公共下水道事業特別会計への繰出金、常備消防負担金、し尿処理費負担金などです。

27ページからは、特別会計の歳入歳出の決算状況が書いてありますが、前年度と比較できるように22年度と23年度の2年分書いてございます。22年度は10の特別会計がありましたが、老人保健特別会計の廃止、それから介護認定審査会特別会計の所管事務が山元町へ移りましたので、平成23年度は8つの特別会計となっております。特別会計の歳入歳出の決算状況については記載のとおりであります。前年度と大きく変わっている部分についてのみご説明させていただきます。

東日本大震災で被災した被保険者の負担軽減を図るため、税の減免を行いましたので国保税初め介護保険料、後期高齢者医療保険料は減少となっております。また、災害復旧事業で事業完了できなかったために翌年度に繰り越した額は、31ページ、公共下水道事業特別会計で、繰越額は7億6,412万9,000円。うち繰越明許費繰越額は5,685万円となっております。

35ページのわたり温泉鳥の海特別会計は、大震災の被災により通年営業中止となりましたので、利用収入はゼロ円となりましたが、大林組ほか6社の特定業務共同企業体との間で職員の宿泊施設として2年間の賃貸借契約により、これを原資に建物の復旧工事請負契約を締結したため、その分、財産運用収入として2億8,620万円収入済みとなっております。

36ページの歳出の内訳ですが、ここの説明文にミスプリントがありましたので訂正をお願いいたします。この36ページの説明文の上から5行目のところの真ん中辺に「これに基金積立金105,057,057を加え」とありますが、この105,057,057円という、その下3桁、「057」が「000」が正しいのであります。ミスプリントがありましたので、「000」とここをご訂正願いたいと思います。下の表は繰越明許費の繰越計算書であります。

次、39ページにまいります。

実質収支に関する調書であります。

一般会計と特別会計との合計額を記載してありますが、実質収支額は合計で18億9,638万5,963円となっております。(2) 財政の構造であります。一般会計の財源の構成状況は、一般財源と特定財源の構成割合は24.4対75.6となっております。また、自主財源と依存財源の構成割合は9.2対90.8となっております。震災関連の交付金の関係で、依存財源が異常に多くなっております。

次、40ページ。歳出の性質別構成の3カ年間の推移表であります。扶助費、投資的経費、補助費、繰出金が大幅な増加となっております。

41ページ。財政分析主要指数の推移であります。普通会計における財務比率と財政健全化法による健全化判断比率を3年分並べて書いてあります。この財政分析は、財政収支の均衡は保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど総合的な財政状況を数値であらわしているものであります。また、効率的で公正な財政運営がなされているか、行政水準が確保されているか、向上は図られているかなど将来の

行財政運営にどう反映させるかを判断する重要な財政分析資料でもあります。この表の①経常収支比率は86.6、②連結実質赤字比率は、赤字が発生していないので比率はないということです。③実質公債費比率は9.6、④将来負担比率は3.7、⑤積立金現在高比率は211.2、⑥地方債現在高比率は135.2となっております。⑦財政力指数は、財政基盤の強さを示す数値であります。亘理町は0.530となっております。この数値は、大きいほど財政力が強いということになりますが、1を超えているのは県下では女川町1町のみであります。

下の表は、県の市町村課が県下35市町村の決算統計の数値を集計し、①から⑥までの比率を4分類してレーダーチャートとして毎年公表しているものであります。23年度はまだ公表されておりませんので、参考までに22年度の財政指標の数値を使って作成したものであります。6つの比率のうち①経常収支比率のみレベル3で、ほかはレベル4ですので、レーダーチャートの形はこのような形になっています。41ページの下から42ページにかけて、各比率の説明が書いてあります。

43ページ、横向きでありますけれども、一般会計、特別会計の歳入歳出決算の総括表であります。決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にしたものであります。全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものであります。この表は、特別会計への繰出金等を考慮しない決算書の数字のままで作成したものであります。

44ページは、財産に関する調書であります。土地は管理替による増加、建物は津波被災により解体したために減少となったものであります。

45ページの出資による権利は、5番目の社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会出資金80万円と、7番目の社団法人宮城県建築センター出資金5万円、合計85万円の払い戻しがありましたので減少となったものであります。

46ページは、基金の運用状況であります。当年度末現在高は157億4,046万9,000円で、前年度に比べて119億8,876万9,000円増加となっております。これは、財政調整基金と震災復興基金、東日本復興交付金基金の積み立てによるものであります。

49ページ。むすびとして、平成23年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要説明を終わりますが、総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、

同事項別明細書、実質収支に関する調書及び各基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数も諸帳簿と正確に符合しており、予算の執行についても有効適正に執行されているものと認められました。また、各会計の事務並びに会計処理、財産管理及び決算処理においても適正、正確であると認められました。

次に、水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。色紙からめくっていただきます。

1 ページには審査の対象、審査の期間、審査の方法と審査の結果が書いてあります。

4 番目の審査の結果につきましては、決算審査に付された決算書及び附属書類は適正に作成され、かつこれらの計数は正確であり財政状況及び経営成績を適正に表示しているものと認めました。

2 ページは、予算の執行状況として収益的収入及び支出の予算、決算の比較表。3 ページは資本的収入及び支出の予算、決算比較表を税込みの金額で記載してあります。

4 ページからは、税抜きで金額で書いてあります。

2 の経営の成績については、先ほど上下水道課長からの説明のとおり、収益、費用とも前年度に比べて減少になっており、差し引きでは赤字決算となっております。4 ページに記載されている収益費用の内容は、13 ページの損益計算書をもとにして書いてありますので、13 ページの損益計算書でご説明いたします。

この表の左側が借方費用、右側が貸方収益で、前年度と比較できるように2年分並べて書いてあります。右側の貸方計から左側借方計を引いた23年度の純利益は、右側の下から3行目に△印の5,991万4,247円となっておりますが、主な原因は東日本大震災の影響により4月分の水道料金の全額減免と給水人口の減少によるものであります。下から2行目の繰越利益剰余金1,318万1,509円をプラスして、当年度未処分利益譲与金はマイナス4,673万2,738円となっております、翌年度へ繰り越しとなっております。

公営企業である水道事業は、営利を目的にしているわけではありませんが、貸借対照表と損益計算書の内容を分析してみますと、5 ページの財政状況の財務比率表にあるとおり安全性等を見る流動比率、自己資本構成比率、財政的バランスを見る固定資産長期適合率などの財務比率はいずれも経営指標を満たしており、健全性は

確保されておりますが、東日本大震災による被災施設の復旧工事を初め、施設の維持管理費、配水管更新等の経費の増加、企業債の償還、給水収益の減少等による厳しい財政状況が予測されますので、単年度収支の黒字確保を維持するとともに、本来の目的である公共の福祉の増進に特段の努力を払われるよう望むものであります。

次に、財政健全化法による審査についてご報告申し上げます。

次の色紙のところからです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査につきましては、1ページの3に審査の概要が書いてありますが、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行ったものであります。

審査の結果については、財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、両方とも実質収支が黒字であるために、赤字比率としては表示できないものでありますので、表にあるとおり横棒の表示となっております。前年度に続いて本年度も引き続き赤字ではないということであります。③実質公債費比率は9.6で、早期健全化基準の25.0%以内となっております。④将来負担比率については、3.7%で早期健全化基準の350%以内となっております。

2ページの真ん中から下に資金不足比率について書いてありますが、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉島の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計は、審査の結果いずれも実質収支が黒字でありますので、資金不足は発生していないので経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。4ページには、各比率の計算式を記載しておりますのでごらんいただきます。

次に、水道事業会計の資金不足比率の審査であります。法適用事業の水道事業会計の経営健全化審査は、資金不足比率で経営状態の健全性を判断することになっております。

1ページの中ほどから審査の結果について書いてありますが、水道事業の決算審査意見書の5ページの財務比率の短期流動性を示す流動比率は341.86%となっております。

りますが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するに当たって、実質的な資金不足を把握するために翌年度の企業債償還予定額を1年基準、いわゆるワンイヤールールで流動負債に算入して計算しますと、実質流動比率は183.26%となっております。したがって、実質的な資金不足比率は△印の45.03%となりますので、資金不足状態ではなく、経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められます。2ページ、最後のページですが、資金不足額の計算と資金不足比率の計算式を記載しておきましたのでごらんいただきます。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で決算審査の意見についての概要説明を終わりますが、総括として平成23年度の一般会計の決算状況は、東日本大震災の影響により歳入歳出ともに前年度を大幅に上回っております。基金については、震災復興事業費に充てるための震災復興基金、東日本復興交付金基金の創設により大幅な増加となったものであります。また、地方債については、一般会計は臨時財政対策債の増加により前年度対で増加となったものであります。財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査も、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

昨年の3月11日発生の東日本大震災により、本町は甚大なる被害をこうむりましたが、災害の復旧復興には長い年月と多額の財政負担が伴うものと思います。あれから1年6カ月を経過しましたが、いまだに被災者の仮設暮らしが続いております。窮屈な生活から一日も早く解放され、安住の地で暮らせるよう切望するとともに、今回の大津波の教訓を生かし防潮堤や避難場所、避難道路の確保など防災対策を初め若年層の人口流出を阻止し、定住化を図るための雇用促進対策や集団移転用地の確保、災害公営住宅の建設等を急ぐとともに、後世に誇れる安全で安心して住めるまちづくりの構築に尽力されるように望みます。

終わりになりますが、本町は本年度も多額の地方債、企業債及び償還利子など経常的経費があります。また、今後とも他会計の繰出金、負担金等容易に縮減できない経常的支出がありますので、常にコスト意識を持って徹底した経費の節減、事務事業並びに補助金、助成金、交付金等の見直しを行うとともに、今後とも町政の健全な発展と地域住民の福祉増進を図るため財政の長期的な収支均衡確保に留意しな

がら、引き続き健全にして効率的な行財政の運営に努められるよう要望いたしまして、平成23年度の決算審査の結果の概要報告とさせていただきます。

本当の最後になってしまいましたが、このたびの大震災に際し、被災者救援や支援活動などに献身的にご尽力いただきました議員の方々、町当局並びに関係職員の皆様に対し敬意を表しますとともに衷心より感謝と御礼を申し上げます。今後とも震災の復旧復興とさらなる町政の発展と住民の福祉増進のためにご尽力を賜りますようお願いをいたしまして決算審査の概要報告を終わります。

議長（安細隆之君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、順次質疑を許します。

16番鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子 幸則 君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番鞠子幸則です。私は、東日本大震災の町の財政への影響について2点質問します。

まず第1点目。平成23年度決算、普通会計の財政分析指数に東日本大震災はどうか影響したのかであります。

第2点目。平成23年決算を踏まえて、東日本大震災は今後の町の財政にどのような影響するのか、この2点について答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、第1点目、平成23年度普通会計主要財政指標におきます東日本大震災の影響についてでございますが、まず初めに、経常収支比率につきましては平成23年度の数值は86.6%でございます。前年度と比較しまして5.6%上回っておりますが、その要因といたしましては東日本大震災に伴います町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税免除及び減免等により、経常一般財源収入

であります町税が前年度比で5億8,534万1,000円減収となったためでございます。減免等の減収分につきましては、震災復興特別交付税で補填されていることから、収入額的には減となっておりますが、この補填されました収入につきましては経常ではなく臨時の一般財源となることから、指標上は上がっているというふうなものでございます。

次に、実質赤字比率でございますが、平成23年度におきましても例年どおり黒字であることから、引き続きゼロ%となっております。震災からの復旧復興事業費により過去最大規模の決算となったところでございますが、国の東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税といった財政措置により財源が確保されたことなどから、当指標につきましては影響はございませんでした。

続きまして、実質公債費比率でございますが、平成23年度の数值につきましては9.6%でございます、前年度と比較しますと0.3%下がっております。通常であれば、災害復旧事業や復興事業等の普通建設事業におきます、俗に言う補助残分等の地方負担分につきましては地方債が財源となりますが、特例といたしまして、東日本大震災に関連するものにつきましては地方債にかわりまして震災復興特別交付税が措置されていることから、当指標につきましては震災の影響は少なかったというふうに考えております。

続きまして将来負担比率でございますが、平成23年度の数值は3.7%でございます。前年度と比較しますと34.2%下がっております。これは、地方債現在高が若干増加しておりますが、財政調整基金等の充当可能基金、これらが大きく増加したため下がったものでございます。当指標につきましては、直接的には震災の影響は少ないものと考えております。

次に、積立金現在高比率でございますが、平成23年度は211.2%と前年度数值でございます40.5%と比較いたしますと170.7%と大幅に上がっております。その要因といたしましては、東日本大震災からの復旧・復興事業を推進するために創設されました震災復興基金及び東日本大震災復興交付金基金の残高が合わせまして109億677万9,000円と多額なためでございます。このことから、当指標につきましては震災の影響が大きいというふうに言えると考えております。

最後に地方債現在高比率でございますが、平成23年度は135.2%でございます。前年度と比較しますと3.6%上がっておりますが、これは被災者に対して貸し出し

ております災害援護資金、これが約2億8,500万円ほどございますが、これが県貸付金というふうなことで地方債扱いとなったためでございます。当指標も震災の影響により上がったものと考えているものでございます。

以上、経常収支比率、それから地方債現在高比率のように東日本大震災により若干上がりまして悪影響のあった指標もございますが、東日本大震災復興交付金、それから震災復興特別交付税といった国の財政措置があったことなどから、全体的な指標悪化にはつながっておらず、健全財政を維持しているところでございます。

次に、第2点目の平成23年度の決算を踏まえ東日本大震災は今後の町の財政にどう影響するのかというふうなご質問でございますが、本町一般会計の平成23年度決算につきましては、東日本大震災からの復旧復興事業の影響により歳入453億8,992万1,000円、歳出436億3,919万円と過去最大規模となっております。実質収支につきましても12億6,455万9,000円の黒字となっております。平成24年度を含めました今後の財政状況の見通しを申し上げますと、課税免除それから雑損控除といった地方税減収分に対します震災復興特別交付税措置につきましては、現在のところ平成25年度以降は未定となっております。また、東日本大震災復興交付金の平成28年度以降の動向が未定でありますことから、事業完了までに時間を要します避難道路整備事業等の財源確保が不透明であるということに加えて、津波被災地域におきます新築住宅のかさ上げに対する助成、それから個別移転者に対します住宅建設資金借入金の利子補給、これは遡及分でございますけれども、それらにつきまして現行の東日本大震災交付金等の制度上、町単独事業として実施せざるを得ない被災者支援事業費が多額に上ることを考慮しますと、平成23年度の決算譲与金を財政調整基金へ積み立てしても資金は十分であるとは言えない状況でございます。

以上のように、今後の町の財政におきます東日本大震災の影響につきましては、国の動向により大きく変わってくる状況であり、国の財政支援が不可欠であることから、今後とも国に対しまして財政支援の継続及び対象事業等の拡大につきまして強く要望するとともに、可能な限り復旧復興事業費及び通常事業費等の精査を行い、円滑な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明されたとおりですけれども、確認のためにもう一回質問しますけれども、先ほど監査委員も説明されましたけれども、経常収支比率は平成22年度、23年度を比べるとランク上は4、4なんですね。4、4なんですね。連結実質赤字比率も4、4なんですね。済みません、経常収支比率は4、3なんですね。4から3に下がったと。連結実質赤字比率は4、4と変わらないと。実質公債費比率も4、4で変わらないと。将来負担比率も4、4で変わらないと。積立金現在高比率が3から4に1ポイント上がったと。地方債現在高4から4と。変わらないと。このポイントを全部足すと23なんですね。22年度も23、23年度も23。これだけ見ると、23年度は大震災の影響はなかった、影響はほとんどなかったというふうに、この数字だけです、この数字だけ見るとそういうふうに理解していいですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 数字だけを見れば影響がなかったというふうに考えられると思います。あくまでも数字だけでございますけれども。ただ、全体的な、当然総額的なものはかなりの膨大な金額になっておりますので、そういったことでは当然影響があるんですけれども、比率的なことから申し上げますと影響はなかったというふうな形になろうかと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 平成23年度はそういう状況なわけですね。問題はそれ以降なんですね。それ以降の問題なんですね。今課長も説明されましたけれども、震災復興特別交付税は、現時点ではことしだけなんですね、現時点では。来年度どういうふうになるかというのは、概算要求も踏まえて来年度予算編成でどうなるかなんですけれども、現時点では24年度限りなんですね。復興基金も恐らく全額、ほぼ亘理には来ているはずなんですね。それ以降の分どうなるかわからないと。復興交付金も、先ほど説明されましたけれども27年度までなんですね。28年度以降、亘理の計画は32年までなんですね。あとの5年間はわからないんですね。こういう見通しが立たないわけですよ。ですから、地方の皆さん本当に不安だと思うんですね。今後、事業を進める上で国の支援がなければどうするのかということで非常に不安だと思うんですね。しかも、きょうの朝日新聞によると国民には25年間復興増税を、所得税を初め復興増税をしておいて、復興予算を大型公共事業に流用する仕組みになってい

るということも報道されているんですね。そうすると、財政が確保できなければ何もできない。場合によっては地方自治体破綻する。財政破綻に陥るといった危険性がある、そういう状況だと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） いずれにしましても、現在計画しております復興事業を進めるためには、国からの財政支援がなければ実施することは現実問題として不可能でございます。そういったことも含めまして、国のほうに引き続き、先ほどもご回答申し上げましたけれども、安定した財政支援等について要望を続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） 終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、8番鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木 高 行 君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番鈴木高行です。

私は1点のみですけれども、就学指導についてご質問いたしますので、ご当局の答弁よろしくをお願いします。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災により、本町は大きな被害を受け、特に荒浜地区、吉田東部地区では多くの方々が生命を落とし、財産をなくしました。そして大人も子供も心に受けた悲しみははかり知れないものです。そして、津波の恐怖は一生忘れることはないでしょう。子供に転じてみると、平成23年に入学した被災学校児童生徒は、学校に行くことなく1カ月ぐらい避難所生活、そこから離れた学校に通学バス、初めは通学バスなかったですけれども、逢隈とか吉田中学校のほうに通い、学校生活を送りました。そういうことは、生活環境や通学の時間等において児童生徒も、そして保護者も大きな負担となっております。そのようなことから、子供たちの中には津波の恐ろしさがトラウマになって、元の地域に帰りたくないというような拒否反応を示している子供も相当いると聞いております。

そこで、平成24年度に入学した児童生徒に対して就学健康診断、または就学案内等においてどのような指導をなされたのか伺います。そして、就学に関する条例の中に、住所によって学区が指定されていますが、その中に特別な事情がある場合は希望する学校へ就学が許可されると、そういうことになっております。今回の場合

の災害で、いろいろなところに住所を移している方々については、このような特別事情が認められるのではないかと、私は思います。例えば、亶理地区の仮設住宅に入っている吉田の子供、荒浜の子供、これらが住所がないからということで亶理小学校を選択できない、そのような状況になっていないかということですね。そういうところにいる、仮設もしかり、民間アパートもしかりですけれども、そういうところにいる子供たちは亶理小学校を選択することもできる。特別な事情ですから。わざわざ逢隈小学校に通わなくてもよいし、吉田中学校におりてこなくてもいい。吉田小学校を選択することができる。これが特別事情なんですね。こういう事情を説明したかしないかと、24年度。

また、今後、これから仮設住宅とか民間の借り上げ住宅に何年居住するかわかりません、実際の話。去年から1年になれば5年間入れば5年間、そういうスクールバスで通学するようになる。ある程度学校生活終わってしまうし、中学校の場合はとっくに卒業ですね。そういうような状況になるわけです。そういうことを踏まえると、学校はできても、またスクールバスですと、そういう状況になる。この辺の指導を今後どう考えているかという、そういう点について伺います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、まず第1点目ですけれども、就学に関する関係かと思えますけれども、まず平成23年度関係から説明したいと思います。

平成23年度の新入学児童につきましては、東日本大震災直後ということで大混乱の中で入学となったことから、例年の入学式を2週間ほどおくらせて開催させていただきました。入学式典につきましても改めて行わない、本当に簡易的な入学式を行いました。この入学児童の案内につきましては、前年度の就学時健診、これが案内した内容を活用させていただきました。町外のほうに住所を移した方々、または移さない方もいらっしゃるわけですけれども、いずれにせよ町外に出られた新入学児童の保護者の方々につきましては、できる限りうちら方で一軒一軒ご連絡をとりまして、この震災による特別事情による学区外通学の内容等を含めて内容を説明したところでございます。

また、就学等につきましてはの問い合わせにつきましても、当然、この内容と同じように保護者に同様の内容を説明しておるところでございます。ただし、平成23年度につきましては、他の新入学児童の保護者につきましては、入学後になりますけ

れども、保護者の方々から就学等の相談があれば当教育委員会に相談されるよう、各学校にも声がけをしていただいたところでございます。

また、平成24年度につきましては、新入学児童の保護者につきましては説明不足だった分もでございますので、これを踏まえて、新入学児童健診のときのご案内に就学の相談の内容を記載してお知らせをしたところでございます。また、平成25年度につきましても同様な形で対応してまいりたいと考えております。

さらに、2問目のご質問ですが、今後の方針ですけれども、今回の東日本大震災による特別事情での学区外通学につきましては、国・県のほうから通知が来ております。そういった内容を十分踏まえて、長期的に保護者の意向に沿った学区外通学を弾力的に認めていきたいというふうに考えております。

例えば、先ほど議員さんも申されているようでございますけれども、荒浜地区、吉田東部地区で、この震災によって被災を受けた児童生徒が被災地以外の場所に永住することとなった場合でも、これは議員さんが言っているのと逆パターンでございまして、被災地域の学校に長期的に通わせたいよというようなご要望があれば、これは保護者のご要望に沿った形で認めていきたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

- 8 番（鈴木高行君） 何か、答弁は反対の答弁をいただいたところもあるんですけども、私が言っているのは、そのような子供たちの負担軽減、保護者の負担軽減、そういうようなことに対応するのが就学指導のあるべき姿だと思います。学校存続があるべき姿ではない。負担をかけないように、子供たちが健全に学校生活を送れるように指導するのが当たり前のことだと思います。わざわざ朝30分、1時間早く起きてバスに乗って遠くまでやって、帰りも同じようなスクールバス。確かにそういう状況になればスクールバスは必要です。そういうような状況じゃなくて、もうちょっと身近なところに就学できてやれるような方法というのはあるはずなんです。だから、特別な事情があるということ、条例の中に。それを適用させないということは、これは子供たちに負担を強いると、そんなことでそれはいいですけども。考え方としては、平成24年度の入学予定者数、まず24年度のね、ことし。23年からいってことしの対応した入学予定者数。そしてそれに、把握している予定者数から実際入学した数の児童生徒、それが荒浜小学校、荒浜中学校、長瀬小学校、その数。

それとあと、現在の長小、荒小、荒中の児童生徒数。そして多分言っているからわかると思いますけれども、25年度、ことし今から健康診断すると思いますけれども、それらの人数、各学区ごとの。どのような状況になっているかを聞きます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） まず、先ほど議員さんから言われております条例に係る特別事情、これにつきましては、議員さんがおっしゃるとおり町のほうには通学区域に関する規則というのがございまして、この規則の中で各学校の指定校を決められております。そういった中で、第4条に特別な事情ということで指定校を変更することができる、もしくは区域外就学もできるという形にはなっております。その特別な事情は何なんだということになるかと思えます。先ほど言ったとおり、議員さんも申されたとおり、いろいろな事情がございまして、なかなか判断が難しいのもあります。

そういったことから、町のほうでは平成18年に内規をある程度決めまして、この内規に沿ってある程度認めてきている内容でございます。その中に、一つとして災害時の内規がございまして。不慮の災害等により住民移動を伴わないで指定校以外に通学する場合は、検討して認めてよろしいのではないかというふうに内規もなっております。そういったものを使いながら、1人1人ご相談を受けながら、私ら方もやってきているわけございまして、基本的には、やはり個々に皆さん事情が違うということで、やはり教育委員会のほうに来ていただければ、今議員さんがおっしゃった内容も、内容によってはいろいろ認めていくところが結構あるかと思えます。そういったところも、ひとつ、議員さんのほうからもPRしていただければ大変助かるなというふうに思っております。

そして、私、先ほど質問された人数ですけれども、まず23年度からちょっと申し上げます。23年度新入学児童の件ですけれども、こちらにつきましては震災前が、うちら方でとらえていたのは荒浜小学校、入学予定者41名、実際入学したのが22名。マイナス19名ですね。次、長瀨小学校、震災前40名、震災後実際入学したのが29名、マイナス11となっております。次、中学校関係だけ申し上げます。荒浜中学校、震災前47名、実質入学29名、18名の減です。吉田中学校、震災前41名、震災後入学した実数人数が37、4名の減となっております。それで今年度、24年度の内容を申し上げます。荒浜小学校、予定人数29名に対しまして実質入学者が25名、4名

の減。長瀨小学校、予定人数30名に対して29名、1名の減。中学校は同数となっております。

それで、最後のご質問ですけれども、児童生徒数、こちらにつきましても来年度からの全体像で申し上げますけれども、全体の児童生徒数、これについては年々減っていくという数字を持っています。これはどういうことかということ、議員さんご存じだと思うんですが、ほかの人がちょっとわからないので。これについては、うちら方住民票から必ず拾い上げて、年数年数を皆出しているんですね。それを換算していくと、一体どういうグラフなのかということで調べ上げております。その数値からいくと、毎年やはり自然減の状態にはなっております。よって、ことしも全体で就学時健診ということになれば、前年を下回るのではないか、このように考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、23年からの数字申し上げられましたけれども、確かに震災前、震災後、それは少なくなるというのは町外に転出したとか、別の学校に転校したとかというようなことで、被災校の在校生はどうなって減ったということで、その23年から24年、24年には減ったままの数がずっと残っているということ。そういうことで、減少傾向は相当減少していると。24年については、人口動態的にいって25年度も同じなんだろうけれども、少子化ということは避けて通れないことなのね。だから人口動態の計算でも、そういうのをもっていけば、ここの学区の就学時の数というのはつかめるわけです。

ただ、住所がどのような形になっているか、移動しているかというのはつかめてないところもあるかもしれませんけれども、実際、そういう形であっても、入学する子供、その親がやはり負担のかからない、例えば逢隈小学校に行っている子供が、今度荒浜にまた戻ってきて亘理から荒浜に行く、逢隈に行っていたのがこっちに来ると、そういう状況は変わらないということですね。学校ができたって、子供の家庭の事情で家がなければそういう状況に変わらないんだ。そういうのを解消するというのもやはり必要なんですね。5年間、例えば仮設住宅に住むかもわからない。そうしたら5年間そのような状況に置かれるわけだ。もう1年間我慢して6年間いれば、その学校を卒業してしまうんだ。1年から入学して。亘理小学校に入学すれば。将来の学校の再編とかいろいろ考えるかもしれませんけれども、今、沿

岸部の被災した市町村は、学校の再編とか統合とか、学区の再編とか、そういうことをいろいろ検討しているはずですよ。亘理町だって、将来にわたって学区の再編、学校の再編、学校を建てるというような話ですけども、そういう需要がなくなったら、「何だ、学校というのは避難所つくったのか」と。「学校じゃないんじゃない、これ避難所じゃないか」と言われたいような学校の再編、学校の整備等を将来にわたって考えるべきだと思うんですけども、その辺、教育長か設置者となる町長か、学校を設置する場合は町長なんですよ、その辺を町長のほうから、ちょっと設置者としての考えを伺います。設置するのは町長建てるんですよ、学校は。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校の再編等については、将来少子化が進めばそういうことも検討せざるを得ないだろうというふうには思いますが、まず現時点では、まず受け皿というか、そういうところを早めにつくってやって、子供たちあるいは保護者に安心を与える、これが我々の第一の使命かなというふうに思っておりますし、それから、学区外通学につきましては、先ほど学務課長が言われたとおり保護者の意向というものを十二分に反映していきたいというふうに思います。

例えば、今現在、荒浜小学校の子供が逢隈小学校に間借りしているわけですが、将来、逢隈地区にうちを建てた。ならば当然向こうに、逢隈小学校に転校したいというならば逢隈小学校に転校、これはもう当然でありますし、いや向こうにうちは建てただけですけども、今まで荒浜小学校の子供たちと友だち関係から離れられないというふうな子供の声も結構あるんですね。そういうふうな場合は学区外通学。これは柔軟に対応していこうというふうに思っています。以上です。

8 番（鈴木高行君） 以上で終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

次に、4番小野一雄議員、登壇。

〔4番 小 野 一 雄 君 登壇〕

4 番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。

私は、平成23年度の決算状況について、2点について質問をいたします。

1つ目は、財政構造において硬直化の傾向が見られると。人口流出による町税等の減収によるものと私は推測しているわけですが、具体的には何かと。それから2つ目は、災害復旧費において公共施設、建物関係なんですよ、この占めた割

合は何%かと。そしてまた、各施設の復旧状況。昨日の一般質問で同僚議員から関連する質問があったわけでありますけれども、その後の、それ以外のものを含めてどうなのかと。そしてまた、本復旧を終えた公共施設は23年度であったのかという点について、この2点についてまず質問をいたします。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、人口流出による町税等の減免等についてのご質問に対しましてご説明申し上げたいと思います。お答えいたします。

まず、個人町民税につきましては、平成23年1月1日現在の所在地で課税を行っておりますので、平成23年度分につきましては人口流出による個人町民税の減収はありませんでした。しかしながら、平成23年東日本大震災によります災害被害者に対する亘理町町税等の減免に関する条例によりまして町税の減免を行っております。減免額は、個人町民税は納税義務者4,367名で、税額が1億8,386万8,000円。法人町民税は33事業所で、税額が481万6,000円。地震被害分家屋の固定資産税が786万5,000円、都市計画税が66万5,000円となっております。また、地方税法に基づきまして津波浸水被害の課税免除区域32.08平方キロメートルを設定いたしております。この固定資産税が3億8,893万円、都市計画税が6,177万1,000円を課税免除いたしております。町税減免と課税免除によりまして、合計4億5,923万1,000円の固定資産税、都市計画税が減収となっております。その中で、個人町民税につきましては被災者の雑損控除が最大5年間繰り越すことができますので、当分の間増収は見込めないと推測されますが、雑損控除終了と本町の復興が進み、転入者の増加により、個人町民税の回復を期待するものであります。また法人町民税につきましては、復興関連業種の業績向上により、前年と比較し3,755万8,000円が増加しており、今後も増加が予想されるところであります。震災におきます町税の減収分につきましては、東日本大震災復興特別交付税において補填されることとなっております。

次に、納税につきましては、震災対応といたしまして東日本大震災により被災された方々にお見舞いと今後の納税についてのお知らせを平成24年5月に送付しております。また、納入困難な方につきましては納税相談のご案内と延滞金の減免申請の指導を行い、平成23年度町税収納率は90.44%と前年対比1.64ポイント上昇いたしました。今後の納税対策であります。文書と電話によります納税催告を初め、

納税相談による分納確約書の提出を求め、それでも納税のない方は滞納処分を実施いたします。そして50万円以上の滞納者は、宮城県地方税滞納整理機構へ移管しております。また、納税思想の普及高揚を通して納期内完納や口座振替制度の利用を促進いたしまして、新たな滞納者をふやさないために現年度課税分の収納対策を重点的に講ずるなど、未納額の解消に向け徹底した努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは2問目の災害復旧費についてお答えを申し上げます。

災害復旧費から支出した金額は184億1,797万円であり、そのうち公共施設、建物等の復旧工事等については5,982万円で、その占める割合は0.32%でございます。これは、瓦れき処理に要した費用が178億7,848万円と、災害復旧費の大部分を占めたためでございます。

続きまして、各施設の復旧状況でございますが、昨年度は国からの災害査定を受けるべく荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校、吉田体育館、荒浜体育館、農村環境改善センター、勤労青少年ホーム、中央公民館、悠里館、佐藤記念体育館と日就館、そして逢隈児童館の11施設について被害調査や設計書作成業務を発注し、災害査定の完了した施設から順次復旧工事を発注してございます。このうち悠里館の屋根瓦被災部復旧工事、佐藤記念体育館と日就館の災害復旧工事、そして逢隈児童館防水改修工事の3施設の本復旧が完了してございます。残りの8施設については、平成24年度以降で復旧完了を予定してございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 決算の関係の中で、1番目の質問の中で、町税については減収がないんだと。これは東日本の交付金事業、交付されるということでありましてけれども、私、ずっと毎年決算書類ずっと見させてもらいますと、町民税、町民税は町民税の中にいろいろあるわけですけども、7つの町民税があるわけですけども、要するに不納欠損額が年々ふえてきている。こういった事象が見受けられます。それとあわせて、先ほども同僚議員からの総括質問で経常収支比率の問題がありました。やはり、弾力性をあらわすのには、この経常収支比率が私は一番大事なのかなというふうに思っております。これは既におわかりかと思っておりますけれども、経常一

般財源に対する経常経費、必要な経費を、このくらい必要なんだという差し引いてそれを比率であらわしたもののなんです。ことしも86.6%ということで、ことしはリーダーチャートで示したわけでありますけれども、ずっとこの6年間平均を見ると、平成18年からずっと調べてみたんですが89.5%になっているんですね、ずっとこの6年間の平均を見ると。全然改善されてない。そしてまた監査委員の報告にも、意見にもありましたように、何かコスト意識が足りないのかなと、私は考えざるを得ない、このように思っております。

ちなみに、隣接の山元町の経常収支比率は、昨年度決算で90.9%というような数字がありました。あともう一つは、この原因は町民税、これについてはやはり人口減少、こういったものが原因として背景にあるのではないかと。1年間、被災前と現在の人口の格差といいますか、差し引きをしてみますと1,131人。要するに平成23年3月末現在での人数が3万5,211人、9月の広報に記載してあります7月末現在の町民が3万4,080人。単純に差っ引きしますと1,131人減少しているんですね。これが全部納税者じゃありませんけれども、こういった現象が、これは被災前と被災後の比較、そしてこの1年間、同じ昨年7月とことし7月末でどのぐらいの減少があったのかというと419人。この1年間の純然たる人口減少が419人いるんですね。これが、今言ったように必ずしも全て納税者ではありませんけれども、こういった部分が見受けられる。ぜひひとつ、コスト意識を持って不納欠損額を出さない施策というんですか、こういったものをやはりやっていただかなければだめなのかなと思います。

2点目の復旧状況であります、11施設のうち3つが昨年度、23年度において完了したんだと。残る8施設については、恐らく今年度中に完成することであろうと。私は、この施設の中で一番町民が何を求めているのかと。学校も同じであります。そしてまた、学校に行かない老人たちといいますか、高齢者、この方々は一生懸命健康増進あるいは生涯スポーツを楽しんでいるんですね。ゲートボールをやったりグラウンドゴルフをやったり、毎日のようにやっています。例えば、そういったことでグラウンドがなくなった、あるいは体育館がなくなった、そういったことで、例えば中央体育館、佐藤記念体育館の工事についてはいろいろな逢隈の体育館に行ったり長瀬小学校の体育館に行ったり、いろいろな、グループの中でやりくりをしながらやってきている。今度、本復旧が入ってきた場合に、全部今度グラウン

ども体育館も皆塞がってしまうんじゃないか。このように私は心配をしております。大事な問題であります。一日も早い復旧、これをもって町民のサービスに応えていただきたい、このように思っております。

このためには、やはり町民に対してのPRも大事なのかなというふうに私考えます。例えば、今の復旧状況はこうなんだということを広報等でアピールする、こういった考えはあるのかどうか。私はこれは必要かなというふうに思いますが、その点と、第1点目のコスト意識の問題について答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 滞納関係のお話につきましては、平成22年度の滞納収納率が21.1%、23年度につきましては36.55%と滞納分についての収納率が上昇いたしております。この原因につきましては、全体では先ほど申し上げましたように、22年度と比べると全体の徴収率が上昇しております。これはどういった原因かと申し上げますと、当初震災によります仕事や収入減で収納が落ち込むのではないかとというふうに想定されておりましたが、給与所得者の税収が非常に安定しておりました。また、復興関連の就労関係改善が収入につながり、また、震災による生活支援金、義援金、保険金などと延滞金減免等が納税意欲に結びつき、収納率の上昇につながったのではないかとというふうなことが1点でございます。

あとまた人口流出関係でございますが、先ほど前段でご説明申し上げましたとおり、23年1月1日現在で課税を補足いたしますので、23年度分につきましては他町村へ流出した分の減収はないというふうにご説明申し上げましたが、23年12月末日現在で1,310人ほどが町外へ転出されております。この方が24年の町民税の減収に反映する人数の流出人口というふうに捉えておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鈴木久子君） 2点目の社会教育、社会体育施設の関係についてご説明申し上げます。

現在、中央公民館におきましては工事を実施しております。この際、先ほど町民に対するPRということもありましたけれども、広報さらにはFMあおぞらを通じまして中央公民館の休館についてお知らせをしております。今後とも、工期、そういったものが確定した段階で町民の方々に広く周知してまいりたいと考えておりま

すし、先ほどお話ありましたように、できるだけ早く工事完了するよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 終わります。

議長（安細隆之君） 以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

次に、認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し、了承された委員を選任したいと思います。

委員長に小野一雄委員、副委員長に高野孝一委員を選出することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員長に小野一雄委員、副委員長に高野孝一委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号までの10件については、会議規則第43条の規定により、9月20日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

9月14日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前12時11分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 安藤美重子

署名議員 百井いと子